

会員約款

第1条（総則）

本約款は、株式会社ルミネ（以下「ルミネ」という。）が、貸菜園「soradofarm NEWoMan」（以下「本施設」という。）において会員に提供するサービスについて、必要事項を定めるものです。

第2条（目的）

ルミネおよび第4条で規定する再委託先（以下あわせて「ルミネ等」という。）は、以下の2つを目的として、サービスを行います。

- ① 野菜等の栽培から管理、収穫までトータルで体験する本施設を通じて、都会に暮らす人々に、開放的な空間で土や植物に接し育てる喜びや会員同士のコミュニケーションの場を提供すること
- ② 貸し菜園を、健全・安全に維持・発展させること

第3条（施設情報）

本施設の施設情報を巻末の資料1に示します。

2. 会員は、本施設において提供するサービス（以下「本サービス」という。）の一環として、野菜等を栽培するための施設である菜園区画および付帯施設を利用することができます。
3. 会員は、前項に定める利用については、あらかじめルミネ等より指定された区画（以下「会員区画」という。）のみを利用することができます。
4. 会員は、利用期間が満了し、引き続き翌利用期間において本サービスの利用を希望する場合は、翌利用期間の会員募集要項に従いあらかじめ入会申込み手続きを行うものとします。

第4条（運営）

本施設の運営は株式会社ルミネが行います。ただし、必要に応じルミネは本施設の運営に関する業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができるものとします。

第5条（会員）

入会しようとする者は本約款に同意後、ルミネ等が規定する手続きにより会員登録の申請を行い、ルミネ等による承認を受けた後、会費（会費には区画利用料、登録費、オプションサービス料金等を含み、以下「会費等」という。）を支払うものとします。

2. 会員とは、ルミネ等が前項に定める会員登録の申請を承認した者で、登録費を含む会費等の支払を行い、会員登録が完了した者をさします。
3. 会員は利用区画によって以下にあるように複数人登録できるものとし、小学生以下の会員も1カウントとする。登録する者は、代表者1名を除き登録費を支払うものとします。

但し、小学生以下の会員は登録料無料とします。

・3㎡、4㎡：上限5名まで登録可能（代表者+4名）

・7.5㎡：上限10名まで登録可能（代表者+9名）

4. 会員は、本約款に定める会員としての資格を第三者に譲渡してはならないものとします。

第6条（会費等の支払い方法等）

会費等は、ルミネ等が定めた支払方法で、期日までに支払うものとします。支払方法は以下の方法とします。なお、振込手数料は会員負担とします。

① 現金振り込み（一括払い）

② クレジットカード決済（一括払い）

2. 本サービスは、ルミネカード利用による割引は適用外となります。

3. ルミネ等は、第18条による場合を除き、会員が本施設を利用しなかった等その他理由の如何にかかわらず、一度受領した会費等を会員に返却しないものとします。

第7条（サービスの内容と提供）

会員が受けられる本サービスは以下の基本方針に則して、以下のとおりとします。

① オーガニック（有機）栽培を目指します。環境に負荷を与えず、安全・安心な野菜づくりを行います。資材は環境に配慮したものを使用します。

② 堆肥、活性液、肥料、病虫害忌避剤は出来る限り自然由来のものを使用します。ソラドファームおよび併設するガーデンは、憩いの場の創出や、リフレッシュを目的とした空間とします。

サービスの内容と提供は、会員区画や付帯施設の利用、所定の種・苗の配布、肥料・病虫害忌避剤等の配布、菜園道具・支柱・麻紐・ネット等の補助資材の貸し出し、会員区画の土補充・散水補助作業とします。

第8条（本施設利用における注意事項）

会員は、本施設の利用にあたり、以下の各号に定める事項を予め承諾し、遵守するものとします。

(1) 本施設が線路上空建物屋上に立地し風が強いのでビニールシート、ゴミ等が飛散しないよう十分留意すること。

(2) 作物についてはルミネ等が準備したもののみを栽培し、土壌・肥料・病虫害忌避剤等についてもルミネ等が準備したもののみを使用します。

(3) 会員区画等において以下の状況があった場合、ルミネ等は会員の事前承諾なしに除去、復旧などを行う場合があります。

① 病虫害に侵された作物が長期間に渡り放置されている場合

② 野菜の抜き取り時期にもかかわらず、野菜が長期間に渡り放置されている場合

③ 野菜や植物のつる、葉等が区画外へはみ出し、放置されている場合

④ 台風や強風等の自然災害により、支柱等が倒れた場合

⑤ 台風や強風等の自然災害により、区画の外へ野菜等がはみ出してしまった場合

⑥ 飛散の可能性のあるものの設置が発見された場合

- ⑦ その他ルミネ等が、除去等が必要と判断した場合
- (4) ルミネ等は、会員の承諾を得ることなく、会員区画等を点検、視察できるものとします。
 - (5) 本施設の利用に伴いルミネ等より貸与を受けた物品（以下「貸与品」という。）については使用後の汚れ等を落とし、その都度、定められた位置に返却するものとします。
 - (6) 本施設においては、ルミネ等が準備した道具、資材のみを使用します。ただし、軍手や長靴等の身に付ける携行品においては使用可能とします。
 - (7) その他、WEB、もしくは本施設内に掲示する「ご利用のご案内」の内容を遵守するものとします。

第9条（本サービスの変更、追加、一時休止）

会員は本サービスについて、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) ルミネ等は、会員の承諾を受けることなく本サービス内容の変更、追加を行うことができるものとします。
- (2) ルミネ等は、以下のいずれかの項目に該当する場合、会員の承諾を受けることなく本サービスの一部もしくは全てを一時休止することができるものとします。
 - ① 設備の保守や更新を、定期的または緊急に行う場合
 - ② 天災もしくはその他不測の事態により、本サービスの提供が困難な場合
- (3) 前各号によりルミネ等が、本サービス内容の変更や追加、一時休止を行う場合は、WEB、もしくは本施設内に変更点を掲載するものとします。
- (4) ルミネ等は本条に基づく本サービスの変更や追加、一時休止について一切責任を負わないものとし、これらに伴い会費等の返却は行わないものとします。

第10条（退会、会員資格の抹消）

会員は、ルミネ等が規定する退会手続きにより、退会するものとします。

2. 会員が本約款のいずれかに違反した場合、ルミネ等は事前に通知することなく会員資格を抹消することができるものとします。
3. 退会または会員資格が抹消された場合、会員は、本施設の利用および本サービスを受けるすべての資格を失うとともに、会員区画で栽培している植物等についても放棄されたものとします。ルミネ等は、退会または会員資格の抹消により生じた如何なる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。また、退会または会員資格の抹消に伴い会費等の返却は行わないものとします。
4. やむを得ない事情で途中退会の場合は、15日前までにお申し出ください。ただし、ルミネ等は、会費等を会員に返却しないものとします。

第11条（明け渡し）

利用期間の満了、退会、会員登録の抹消、本サービスの休止等により、本サービスの利用期間が終了した場合、会員は別途事務局が指定する期日までに植物や資材をすべて取り除き、更地状態にして会員区画を返還するものとします。

2. 前項にかかわらず、会員がルミネ等の指定する期日までに会員区画を返還しない場合、ルミネ等は会員が会員区画内に存在する植栽物等を放棄したものとみなし、任意にこれらを処分することができるものとします。ただし、処分にかかる費用については会員が負担するものとします。

第12条（禁止事項）

会員は節度をもって本施設を利用するものとし、以下に定める禁止行為を行ってはならないものとします。

- ① 会員区画の管理放棄（管理放棄とは原則2ヶ月以上の来園がない場合を指します）
- ② 本施設の近隣住民または他の会員への迷惑行為
- ③ 喧騒行為
- ④ 喫煙および飲酒
- ⑤ 指定した場所以外での飲食
- ⑥ 非会員の同伴（ただし、ルミネ等の事前承認を受けた場合を除く）
- ⑦ ペットの同伴（ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬についてはこの限りでない）
- ⑧ 宗教勧誘、政治勧誘など特定団体への勧誘行為
- ⑨ 張り紙、物品展示、販売など営利目的行為
- ⑩ 自動車、自動二輪車の不法駐車
- ⑪ 本施設の備品、貸与品等の無断持ち出し
- ⑫ 人権を著しく侵害する誹謗・中傷行為
- ⑬ 立ち入り禁止区域等への侵入
- ⑭ 本施設内への建築物、工作物の設置
- ⑮ 本施設内の共用通路等の占有行為
- ⑯ 本施設以外の場所で出たゴミの持込み、および指定場所以外へのゴミ捨て
- ⑰ 会員区画以外での植栽の伐採、剪定その他の行為
- ⑱ 有機堆肥作り
- ⑲ 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- ⑳ 公序良俗に反する行為
- ㉑ ルミネ等に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- ㉒ 本サービスの運営を妨害する行為、または本施設の信用を毀損する行為
- ㉓ その他ルミネ等が不適切と判断する行為

第13条（免責事項）

- (1) ルミネ等は作物の生育等についてその一切の責任を負わないものとします。
- (2) ルミネ等は作業中の事故、利用者同士の紛議についてその一切の責任を負わないものとします。
- (3) ルミネ等は自然災害や作物に生じる病気や害虫・害獣に対してその一切の責任を負わないものとします。
- (4) ルミネ等は本サービスの利用により発生した会員の損害に対してその一切の責任を負わないものとします。

第14条（損傷）

会員は、自らの責に帰する事由により本施設、貸与品等を損傷させた場合、直ちにルミネ等に申告し、その当該損傷箇所を修復させるために必要な費用を、ルミネ等の指定する方法によりルミネ等に支払うものとします。

第15条（本約款の変更）ルミネ等は、予告なく本約款を変更できるものとします。変更の内容または変更された本約款は、WEB、もしくは本施設内に掲載した時点から効力を発するものとします。

第16条（著作権等）

会員は、本施設または本サービスに関して発生する著作権等知的財産権を会員が無断で使用することはできないものとします。

第17条（守秘義務）

ルミネ等は、会員の個人情報について、会員への連絡ならびに今後の本施設に関する各種イベント・サービス等をはじめとする情報のご案内、本施設にかかわるマーケット動向に関する調査・アンケート等のみを使用するものとします。

2. 会員は、本施設の利用または本サービスを受けるにあたり知り得た、他の会員、ルミネ等にかかる一切の秘密情報および個人情報を、他の会員を含む第三者に漏洩させてはならないものとします。

第18条（本サービスの期間内終了）

本施設の都合により、利用期間満了日前に本サービスの利用期間を終了する場合は、3ヶ月以上前に会員に通知するものとします。ただし、天災地変他による被害を受け、本サービスの提供が不能と事務局が判断した場合は、事前通知なしに、本サービスの利用期間を終了させることができるものとします。

第19条（問合せ等）

会員は、本サービスに関する問合せは下記に対して行うものとする。

連絡先 ソラドファーム事務局

受付時間 10時から17時30分（土日祝、夏季休業、年末年始は除く）

電話番号 03-6699-0833

Eメール machinaka-saien@toho-leo.co.jp

付則 本約款は2017年4月1日から施行する。

以上

2017年4月
株式会社ルミネ

施設情報

名称	soradofarm NEWoMan
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-24-55
利用期間	2017年4月1日～2018年1月31日
料金	登録費：5,000円/人（税抜） *代表者1名を除く
	3㎡：120,000円（税抜）
	4㎡：140,000円（税抜）
	7.5㎡：180,000円（税抜）
支払方法	現金振り込み、もしくはクレジットカード決済（一括払い）
区画	3㎡、4㎡、7.5㎡
利用時間	4月～9月 8:00～18:00
	10月～1月 8:00～16:00
休園日	年末年始、2017年2月1日～3月31日
	NEWoMan 休業日
	天候、設備等の都合により予告なく休業することがあるものとします。
種苗代	会費に含まれます。
更新	継続契約不可